大刀洗町空家等の適切な管理に関する条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 本則<br>（緊急的な危険回避の措置）<br>第８条　町長は、空家等が適切な管理が行われず放置されたことにより、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため、当該空家等の状況に応じて、緊急的な危険回避に必要な最小限度の措置を講ずることができる。<br>2　町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の実施内容を当該空家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）しなければならない。<br>3　町長は、第１項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。<br>（委任）<br>第９条　（略） | 本則<br>（新設）<br>（委任）<br>第８条　（略） |